

速度取締り指針

令和6年7月
岩国警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 20:00	錦見～立石地区	50km/h
国道188号	6:00 ~ 20:00	全区域	50・60km/h
県道岩国・玖珂線	6:00 ~ 20:00	柱野地区	60km/h
市道	7:00 ~ 17:00	室の木地区 (麻里布小・中学校区)	30km/h

- 交通事故発生時の被害軽減を図るため、市街地を走る国道2号、県道岩国玖珂線（柱野地区）及び、国道188号の全区域において、速度取締りを強化します。
- 通学路・生活道路の速度抑制を図るため、児童の登下校時間帯を中心に可搬式オービスを活用した速度取締りを強化します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和5年～令和6年6月末）



- 人身事故は、国道2号、国道188号、県道岩国玖珂線などの主要幹線道路の全区域で発生しており、特に国道2号の市街地内、県道岩国玖珂線の柱野地区で多発しました。
- 交通指導取締りを行った結果、令和6年上半期の交通事故件数は、令和5年下半期と比べて、約8%減少しました。
- 交通事故発生実態を踏まえ、国道2号（錦見から立石地区）、県道岩国玖珂線（柱野地区）の取締りを強化するとともに、引き続き国道188号の全区域で取締りを強化する必要があります。

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和5年～令和6年6月末（私道と駐車場を除く、令和6年は物損事故を除く）
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で14件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 出勤時間帯や帰宅時間帯に交通事故が多発していることから、同時時間帯の取締りを強化します。
- 児童の登下校時の安全を確保するため、通学路・生活道路における取締りを強化します。